

CONSERVE OUR ENVIRONMENT

NO.19

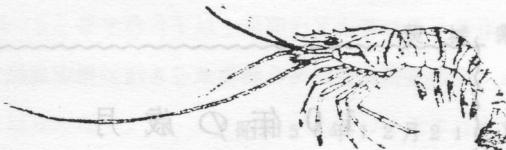
桜川



＜特集＞ 霞ヶ浦富栄養化防止条例の成立とその周辺

土浦の自然を守る会

霞ケ浦の立魚や魚介類の生態調査 次の鱈や鮭 <東洋>



<特集> 霞ヶ浦の富栄養化の防止に関する条例成立の周辺

茨城県霞ヶ浦の富栄養化の防止に関する条例 茨城県 1

霞ヶ浦富栄養化防止条例が出来るまでの住民運動の記録 編集部 8

霞ヶ浦流域の学校給食施設における洗剤実態調査 土浦薬剤師会 25

条例時洗剤使用に関するアンケート調査 茨城県霞ヶ浦対策課 31

湖沼環境はよみがえるか——法制化の歩みと展望—— 木原 啓吉 39

若い世代の霞ヶ浦観

中学生 花室川の水質 新藤 隆行・星野 浩司 48

高校生 今後の霞ヶ浦は 大久保裕司 56

大学生 住民運動のエネルギー 酒井 早苗 59

霞ヶ浦の水質汚染と用水開発 木村 龍夫 65

洪水と土浦 保立 俊一 79

河と漁師 桜井 隆雅 83

霞ヶ浦をよくする市民連絡会議経過報告 編集部 86

野鳥を観察して 石沢 美都 110

筑波山にガマがいなくなったわけ 奥井登美子 111

〔詩〕 旅の秋 山根 策雄 114

私のヨーロッパ旅行 飛田 君枝 117

「土浦の里」を読んで 須藤 出穂 120

大石恒雄さんと桜川第一号の思い出 佐賀 純一 123

会の仲間にあって 岡見 晓子 127

土浦の自然を守る会 経過報告 事務局 128

表紙デザイン 中沢 洋一

〔今回試験的に横組みにしてみました。ご意見をお聞かせ下さい〕

＜特集＞ 霞ヶ浦の富栄養化の防止に関する条例成立の周辺

10年 の 歳 月

谷川俊太郎の“みみをすます”という詩の中に
みみをすます／きのうの／あまだれに／みみをすます／いつから／つづいてきたともしれ
ぬ／ひとつとのあしおとに／みみをすます…………。というのがある。

この夏、市民連絡会議で霞ヶ浦流域の広い範囲での水質調査を行った。高価な分析機具
があるわけではない。人間の目と耳と鼻を大切にしたきわめて原始的な調査も項目の中に入っている。川の水をコップに汲む。鼻をすます。水をかぐ。そっと水をかぐ。目をこらす。水を見る。いきをころして、じっと水を見る。科学技術が進歩すればするほど、科学は私たち市民の手の届かない方へ、届かない方へといってしまうような気がする。しかし科学というものはもっと人間的なものであっていいはずである。水問題も、もっと科学的で人間的であってほしいと思う。霞ヶ浦富栄養化防止条例も9月実施となった。水質浄化にとって一歩前進であるが、私たちにとって長い長い時間の一歩であった。今からちょうど10年前の47年の夏、街の中で水のアンケートを行った。その時、街の中の人たちの考えたたくさんの水質浄化対策案の一つに「リンとチッソ排出基準の設定」という項目があった。街の人たちの生活実感とお役所の対応の間に10年の開きがあった。10年たって富栄養化防止条例という形でそれが実現したことは大変うれしいことであるが、この10年という歳月は霞ヶ浦の水質にとっては、とりかえしのつかない決定的な歳月であったような気がする。

みみをすます／（ひとつのおとに／ひとつのこえに／みみをすますことが／もうひとつ
のおとに／もうひとつのこえに／みみをふさぐことに／ならないように）

（奥井 登美子）

茨城県霞ヶ浦の富栄養化の防止に関する条例

茨 城 県

(昭和 56 年 12 月 21 日)

古来、霞ヶ浦は、大自然の営みの中で調和を保ち、人々に限りない恵みを与え、豊かな生活をもたらしながら固有の風土を生み、文化を育ててきた母なる湖である。

しかし、この霞ヶ浦も、近年における著しい社会経済の発展に伴い、自然の浄化作用が破壊され、その水質は急速に悪化してきている。

とりわけ、富栄養化の進行は、さまざまな環境上の障害をもたらしており、このまま推移すると、将来、われわれ及びその子孫の生活と生産活動が、重大な危機にひんすることは必至である。

このような事態に対し、将来にわたり快適で健康な生活と健全な地域の発展を確保するためには、県民ひとりひとりが何らかの形で霞ヶ浦の水質汚濁にかかわっていることを認識して、あらゆる生活と生産の場を通じ、富栄養化の防止に努める必要がある。

ここに、霞ヶ浦の環境の保全に寄与するため、県、市町村、県民及び事業者の果たすべき責務を明らかにし、最善の努力を積み重ねることを決意して、「茨城県霞ヶ浦の富栄養化の防止に関する条例」を制定するものである。

第1章 総 則

(目的)

第1条 この条例は、霞ヶ浦の富栄養化の防止に関し、県、市町村、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、基本計画の策定及び排出水の規制、りんを含む家庭用合成洗剤の使用等の規制その他の措置に関し必要な事項を定めることにより、霞ヶ浦の環境保全を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「霞ヶ浦」とは、河川法(昭和39年法律第167号)第4条第1項の規定により指定された霞ヶ浦、北浦、鰐川及び常陸利根川(常陸川水門下流を除く。)をいう。

2. この条例において「霞ヶ浦流域」とは、霞ヶ浦及びこれに流入することとなる公共用水域の流域その他の地域であって、霞ヶ浦の富栄養化に關係のあるものとして規則で定める区域をいう。

3. この条例において「公共用水域」とは、水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)第2条第1項に規定するものをいう。

4. この条例において「富栄養化」とは、窒素又はりんを含む物質(以下「窒素・りん含有物」と

いう。)が閉鎖性水域に流入し、当該水域において藻類その他の水生植物が増殖繁茂することに伴ってその水質が累進的に悪化する現象をいう。

5. この条例において「指定施設」とは、工場又は事業場に設置される施設のうち、窒素・りん含有物を含む汚水又は廃液(以下「汚水等」という。)を排出するもので規則で定めるものをいう。

6. この条例において「排出水」とは、指定施設を設置する工場又は事業場から公共用水域に排出される水をいう。

7. この条例において「りんを含む家庭用合成洗剤」とは、家庭用品品質表示法(昭和37年法律第104号)の適用を受ける合成洗剤で、同法第3条の規定に基づく告示によりその成分としてりん酸塩を含有する旨の表示がされているものをいう。

(県の責務)

第3条 県は、霞ヶ浦の富栄養化の防止に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及びこれを実施するとともに、市町村が策定し、及び実施する施策の総合調整を行うものとする。

(市町村の責務)

第4条 霞ヶ浦流域の市町村は、霞ヶ浦の富栄養化を防止するため、県の施策に応じて、当該地域の実情に即した施策を策定し、及びこれを実施するものとする。

(県民の責務)

第5条 県民は、霞ヶ浦の富栄養化の防止に寄与するよう努めるとともに、県又は市町村が実施する霞ヶ浦の富栄養化の防止に関する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、その事業活動の実施に当たつては、霞ヶ浦の富栄養化を防止するために必要な措置を講ずるとともに、県又は市町村が実施する霞ヶ浦の富栄養化の防止に関する施策に協力しなければならない。

(地域開発施策等における配慮)

第7条 県及び市町村は、霞ヶ浦流域内の開発、整備その他の施策の策定及びその実施に当たっては、霞ヶ浦の富栄養化の防止について配慮するものとする。

(広報活動等)

第8条 県及び市町村は、広報活動、教育活動等を通じて、霞ヶ浦の富栄養化の防止について県民の理解と協力が得られるよう必要な措置を講ずるものとする。

第2章 富栄養化の防止に関する基本計画

(基本計画の策定及び公表)

第9条 知事は、霞ヶ浦の富栄養化の防止に関する基本となるべき計画(以下「基本計画」という。)を策定するものとする。

2 基本計画には、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 硝素及びりんの削減の目標

(出水の変更の審査等の基準)

(2) 前号の削減目標の達成の方途

(出水の変更の審査等の基準)

(3) その他窒素及びりんの削減に関し必要な事項

(出水の変更の審査等の基準)

3 知事は、基本計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、茨城県水質審議会

(以下「審議会」という。)の意見を聴かなければならない。

4 知事は、基本計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならぬ。

（基本計画の推進）

第10条 県及び市町村は、基本計画の達成に必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 工場又は事業場の排出水の排出の規制

(排水基準)

第11条 排水基準は、規則で定める。

2 前項の排水基準は、排出水に含まれる窒素又はりんの量についてのそれぞれの許容限度とする。

3 知事は、排水基準を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。

（指定施設の設置の届出）

第12条 霞ヶ浦流域内において工場又は事業場から公共用水域に水を排出する者は、指定施設を

設置しようとするときは、規則で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

(出水の変更の合意)

(2) 工場又は事業場の名称及び所在地

(出水の変更の合意)

(3) 指定施設の種類

(出水の変更の合意)

(4) 指定施設の構造

(出水の変更の合意)

(5) 指定施設の使用の方法

(出水の変更の合意)

(6) 指定施設から排出される汚水等の処理の方法

(出水の変更の合意)

(7) 排出水に含まれる窒素又はりんの量及び排出水の量

(出水の変更の合意)

(8) その他規則で定める事項

(出水の変更の合意)

(経過措置)

第13条 霞ヶ浦流域内において一の施設が指定施設となった際にその施設を設置している者

(設置の工事をしている者を含む。)であって排出水を排出するものは、当該施設が指定施設となった日から30日以内に、規則で定めるところにより、前条各号に掲げる事項を知事に届け出

なければならない。

(指定施設の構造等の変更の届出)

第 14 条 第 12 条又は前条の規定による届出をした者は、その届出に係る第 12 条第 4 号から第 8 号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。
(計画変更命令等)

第 15 条 知事は、第 12 条又は前条の規定による届出があった場合において、排出水の汚染状態が当該工場又は事業場の排水口（排出水を排出する場所をいう。以下同じ。）においてその排出水に係る排水基準（第 11 条第 1 項の排水基準をいう。以下単に「排水基準」という。）に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から 60 日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る指定施設の構造若しくは使用の方法若しくは汚水等の処理の方法に関する計画の変更（前条の規定による届出に係る計画の廃止を含む。）又は第 12 条の規定による届出に係る指定施設の設置に関する計画の廃止を命ずることができる。

(実施の制限)

第 16 条 第 12 条の規定による届出をした者又は第 14 条の規定による届出をした者は、その届出が受理された日から 60 日を経過した後でなければ、それぞれ、その届出に係る指定施設を設置し、又はその届出に係る指定施設の構造若しくは使用の方法若しくは汚水等の処理の方法の変更をしてはならない。

2 知事は、第 12 条又は第 14 条の規定による届出に係る事項の内容が相当であると認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。
(氏名の変更等の届出)

第 17 条 第 12 条又は第 13 条の規定による届出をした者は、その届出に係る第 12 条第 1 号若しくは第 2 号に掲げる事項に変更があったとき、又はその届出に係る指定施設の使用を廃止したときは、その日から 30 日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

(承継)

第 18 条 第 12 条又は第 13 条の規定による届出をした者からその届出に係る指定施設を譲り受け、又は借り受けた者は、当該指定施設に係る当該届出をした者の地位を承継する。

2 第 12 条又は第 13 条の規定による届出をした者について相続又は合併があったときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、当該届出をした者の地位を承継する。

3 前 2 項の規定により第 12 条又は第 13 条の規定による届出をした者の地位を承継した者は、

その承継があった日から 30 日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

(排出水の排出の制限)

第19条 霞ヶ浦流域内において排出水を排出する者は、その汚染状態が当該工場又は事業場の排水口において排水基準に適合しない排出水を排出してはならない。

2 前項の規定は、一の施設が指定施設となった際現にその施設を設置している者（設置の工事をしている者を含む。）の当該施設を設置している工場又は事業場から排出される水については、当該施設が指定施設となった日から 1 年間（当該施設が特に期間の延長を必要とするものとして規則で定める要件に該当すると知事が認める施設である場合にあっては、3 年以内において知事が必要と認める期間）は、適用しない。ただし、当該施設が指定施設となった際に当該施設以外の指定施設を設置している工場又は事業場については、この限りでない。

(改善命令等)

第20条 知事は、霞ヶ浦流域内において排出水を排出する者が、その汚染状態が当該工場又は事業場の排水口において排水基準に適合しない排出水を排出するおそれがあると認めるときは、その者に対し、期限を定めて指定施設の構造若しくは使用の方法若しくは汚水等の処理の方法の改善を命じ、又は指定施設の使用若しくは排出水の排出の一部停止を命ずることができる。

2 前条第2項の規定は、前項の規定による命令について準用する。

(排出水の汚染状態の測定等)

第21条 霞ヶ浦流域内において排出水を排出する者（規則で定める者を除く。）は、規則で定めるところにより、当該排出水の汚染状態を測定し、その結果を記録しておかなければならぬ。

第4章 りんを含む家庭用合成洗剤の使用の禁止等

(使用の禁止)

第22条 何人も、霞ヶ浦流域内においてりんを含む家庭用合成洗剤を使用してはならない。

(譲渡の禁止)

第23条 何人も、霞ヶ浦流域内に住所又は居所を有する者に対し、りんを含む家庭用合成洗剤を譲渡してはならない。

(販売等の禁止)

第24条 物品の販売を業とする者その他いかなる名義をもってするを問わず対価を得て行う物品の供給を業とする者（以下「販売業者等」という。）は、霞ヶ浦流域内においてりんを含む家庭用合成洗剤を販売し、又は供給してはならない。ただし、霞ヶ浦流域内において使用せず、及び霞ヶ浦流域内に住所又は居所を有する者に対し譲渡しない旨を、書面により規則で定めるところにより申し出た者に対し、販売し、又は供給する場合には、この限りでない。

2 販売業者等は、前項ただし書の規定により徴した書面を、販売し、又は供給した日から1年間保存しなければならない。

(指示)

第25条 知事は、販売業者等が前条第1項の規定に違反して、りんを含む家庭用合成洗剤を販売し、又は供給していると認めるときは、当該販売業者等に対して、同条の規定の遵守について必要な指示をすることができる。

(命令)

第26条 知事は、販売業者等が前条の規定による指示を受けた後、なお、第24条第1項の規定に違反して、りんを含む家庭用合成洗剤を販売し、又は供給していると認めるときは、当該販売業者等に対し、同項の規定に違反する販売又は供給の禁止を命ずることができる。

第5章 その他の窒素・りん含有物の排出の抑制等

(適正な施肥及び用水管理)

第27条 霞ヶ浦流域内において農業に従事する者は、農用地から窒素・りん含有物をみだりに公共用水域に排出しないよう、施肥及び用水の管理を適正にしなければならない。

(家畜ふん尿の適正な処理)

第28条 霞ヶ浦流域内において畜産業に従事する者は、家畜のふん尿を公共用水域に排出しないよう、畜舎、ふん尿処理施設等の整備を図り、家畜のふん尿を適正に処理しなければならない。

(魚類養殖の適正管理等)

第29条 霞ヶ浦流域内において魚類の養殖を業とする者は、窒素・りん含有物の排出を削減するよう、養殖法の改善を図るほか養殖の管理を適正に行わなければならない。

(生活雑排水の処理)

第30条 何人も、霞ヶ浦流域内においてみだりに食物残さ等を雑排水に含めて公共用水域に排出しないようにしなければならない。

(指導、助言及び勧告)

第31条 知事は、前4条に定める事項の趣旨を達成させるため、必要な指導、助言及び勧告することができる。

第6章 雜 則

(報告及び立入検査)

第32条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、排出水を排出する者若しくは販売業者等から報告を徴し、又はその職員に、これらの者の工場、事業場、店舗、営業所、事務所若しくは倉庫その他の場所に立ち入り、帳簿、書類若しくは施設その他必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(県の援助)

第33条 県は、霞ヶ浦の富栄養化の防止に資するため、汚水等の処理施設の設置又は改善につき

必要な資金のあっせん、技術的な助言その他の援助に努めるものとする。

2 前項の措置を講ずるに当たっては、中小企業者に対する特別の配慮がなされなければならない。

(委任)

第34条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第7章 罰 則

第35条 次の各号の一に該当する者は、10万円以下の罰金に処する。

(1) 第15条、第20条第1項又は第26条の規定による命令に違反した者。

(2) 第19条第1項の規定に違反した者。

第36条 次の各号の一に該当する者は、5万円以下の罰金に処する。

(1) 第12条、第13条又は第14条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者。

(2) 第16条第1項の規定に違反した者。

(3) 第32条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者。

第37条 第17条又は第18条第3項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、3

万円以下の罰金又は料料に処する。

(両罰規定)

第38条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人

の業務に関し、前3条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して

各本条の刑を科する。

付 則

この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

霞ヶ浦富栄養化防止条例が出来るまでの住民運動の記録

式さが付す。」導讀より次のとおり。第1項の規定は、肥料の販賣の更に第2項の規定は、肥料業者特許前条第1項の規定に違反して、りんを含む複数用合成肥料を販賣し、又は供給していると認めるときは、当該肥料業者等に対して、罰金の規定の適用。編集部

[土浦の自然を守る会の誕生]

昭和46年、外国の診療所からふるさとに帰国した医師佐賀純一さんとのびかけで、高校の教師幼稚園の保母さん商店主、主婦などが集まって“土浦の自然を守る会”が発足した。設立趣意書に
①土浦及びその周辺の自然破壊は目に余るものがある。
②地方自治体の対策がきわめて貧しい。
③自然の生態を実地調査するなど自然環境に対する理解を深めながら破壊を防ぐ努力をする。
④特定の政治団体や利益団体とは一切関係なく市民の自主的参加による会であること。が記されている。

[桜川河川敷の自然公園化についての陳情]

守る会は47年9月県知事、県議会、土浦市長及び市議会に河川敷の自然公園化に対する陳情を14,800人の署名をそえて行った。陳情の中に具体的提案として
○桜川堤防上の自動車通行禁止
○河川敷の自然破壊防止
○土浦市のし尿処理場の排水が桜川の汚染源になっていることに対する対策
○桜川上流の砂利採取禁止
○桜川沿岸の工場の新設禁止
など水問題に関する提言も含まれている。

(家庭問題)

[命の水を守るキャンペーン展開]

守る会では「桜川を歩く会」「霞ヶ浦の水を観察する集い」「洗剤の映画会」「洗剤のパンフ作成」「野鳥を観る会」「霞ヶ浦はどうなる?集会」などで市民に水質汚だくの現状をうったえてはみたものの市民の中のほんの一部の人の理解しか得られない現状を重視し「いったい住民はこの命の水に対してどういう程度のことを考えているのだろう」と、調査をかねてのアンケートを行うと共に住民の考えた浄化対策をつくるなど“命の水を守る”キャンペーンを展開した。

命の水を守る

もし、死にかけた人がいたら、家族は勿論、友人、知人、親せき、たくさんの人たちが枕もとにつき添って、どうしたらその人の命が守れるか真けんに考えるにちがいありません。医者はカンフルを打ち、宗教家はお祈りをするでしょう。

今、霞ヶ浦は死にかけた病人なのです。このままほうっておかれたら遠からず死んでしまいます。

その昔、詩や歌によまれ、絵にかかれた霞ヶ浦の姿は今ありません。

アオコの異常発生で螢光塗料をぺたり流したようなみどり色をし、死んだ魚の臭いがしています。

面積178平方キロメートル、関東最大の湖は、今途方もなく大きなドブになりつつあるのです。

しかも10PPM以上、水道用水に必要な最低限の基準はいに及ばず、工業用水2級の限度すらはるかに下まわった水を何とか科学的に処理してわたしたち土浦市民は毎日飲んでいます。

今年の夏、1,300トンもの大量の鯉が死にました。鯉は自らを犠牲にして、わたしたちへ警告を発してくれたのです。わたしたちは、いったい鯉もワカサギも、白魚も死に絶えた湖の水を安心して飲むことができるでしょうか。

子どもたちは学校で運動をし、汗をかき、どんなにのどがかわいても、学校の水は水道の生水だから、カビくさい、ドブくさくて飲めないといっています。

わたしらちは、子どもたちが学校で、家庭で安心して飲むことのできる水を要求したいのです。それは憲法に保証された健康で文化的な生活を営む権利を要求することであり、少しもぜいたくなままのことではないと信じます。

生活の中で一番たいせつなものは水です。水を守ることは、命を守ることにはかならないのです。何よりもまず、みなさんご自身の目で、霞ヶ浦の水の汚れを確かめてください。そして、この水を飲んでいるわたしたちや、子どもたちが将来健康な生活を送っていくのかどうかということについて真剣に考えていただきたいと思うのです。

土浦の自然を守る会は、来年早々霞ヶ浦を浄化するための具体的提案事項をもりこんだ陳情署名運動を始める計画であります。陳情書は環境庁、建設省、茨城県に対して提出する予定です。

わたしたちの命の水を守るために市民のみなさんのご協力をお願いいたします。

土浦市民の飲料水に関するアンケート
土浦市及びその周辺の住民2,360人のアンケートを累計した結果、住民の70%以上の人人が水道水について不安を感じていること。当時、水道企業局に活性炭による吸着装置が設置されていな

くて市民は水の異様な臭いにかなりなやまされていたことがわかる。また国や県は霞ヶ浦の汚濁に充分な対策を講じているかとの質問に対して70%の人が講じていないと答えている。

[霞ヶ浦水質浄化に関する十一項目の提案]

2,360人のアンケートの中でさまざまな浄化対策が寄せられたが、守る会では市民の考えた浄化対策の中で具体性がありそうなもの11項目を抽出して国・県・市に対して請願を行うことに決定

- ① 霞ヶ浦総合開発計画の抜本的再検討
- ② 工場排水規制の強化
- ③ 工場の新設禁止
- ④ 第三次処理施設を完備した下水処理場の早期完成
- ⑤ 終末処理場に於いて都市排水と工場排水を分離する
- ⑥ リンとチッソの排水基準の設定
- ⑦ 養豚排水対策
- ⑧ 高浜入り干拓は霞ヶ浦の水面の $\frac{1}{10}$ 近くを埋めたてることになるので中止する
- ⑨ 学園都市の排水を霞ヶ浦に流入させない。
- ⑩ 技術的に高度になるまではヘドロのしゅんせつを行わない
- ⑪ 水質検査のデータの公表

[県議会に十一項目の水質浄化案を請願]

49年9月19,800人の署名と共に岩上知事に会見し請願書を提出。この請願は高浜入り干拓中止の項目があったため11月県議会で大もめにもめた結果、さしもどしの上、継続審議。50年9月、竹内知事と会見の上再提出し51年10月の議会までに(2)(4)(5)(6)(7)(9)(11)が採択された。6項のリンチッソ排水基準の設定が県議会で採択された意義は大きい。

[環境庁へ二万人以上の署名入り請願書]

49年10月守る会は同じく11項目の水質浄化案を20,473人の署名をそえて毛利環境庁長官に会見した上提出した。その際紹介議員には茨城県選出の国会議員16名全員になってもらった共に住民の考えた浄化対策をつくるなど「命の水を守る」キャンペーンを展開した。

[水質浄化土浦市議会では継続審議に]

土浦市議会の中では水質浄化の問題をなかなか理解してもらえそうもない。

〔飲料水の水質検査の公表を望む〕

50年12月守る会は暮らしの会と共同で飲料水の水質検査の公表を望む陳情を行った。

昭和55年3月27日

〔水道料金の値上げに反対〕

50年12月守る会は暮らしの会と共同で水道料金の安い値上げよりも水質浄化のため抜本的対策をと、市及び市議会に申し入れをする。

〔リン・チッソ排水基準の設定について〕

52年1月、県環境局に再度提出したリン・チッソの排水基準について次のような返事があった。
——富栄養化促進の大きな要素となっている、リン及び窒素の増加に対する規則措置は望ましいところであるが、現状ではその処理技術上の問題、規制結果の水質改善に及ぼす実効性等について不明確な点が多いため、その解明に努めながら条件が整い次第規制する方向で検討している——
県からの今までの返事の中ではかなり希望のもてる部分を残しているとみる。

〔湖北下水処理場の問題で県下水道課と話し合い〕

52年3月 守る会から提出した問題点

- 1 工場排水と家庭排水を分離する
- 2 スラッジの処理法
- 3 第三次処理の可能性

〔県議会で意見をきく会があり守る会から代表出席〕

霞ヶ浦水質浄化に対してリンとチッソについて請願が通った。これについて県議会総務衛生委員会でリンとチッソについて説明。

〔流域下水道の建設と維持管理に関する質問〕

守る会は県議会で採択された7項目のうちの下水処理に関する5項目について、湖北下水道建設に際して、この5項目がどう生かされているか市へ質問した。5項目とは、

- 1 工場排水規制の強化
- 2 第三次処理施設を完備した下水処理場の早期完成
- 3 終末処理場に於ける生活排水と工場排水の分離
- 4 リン・窒素・排出基準の設定
- 5 水質検査データの公開

〔県議会議員立候補者全員に霞ヶ浦水質浄化に関する公開質問状を出す〕
守る会は、選挙などに際して毎回公開質問状を出す。

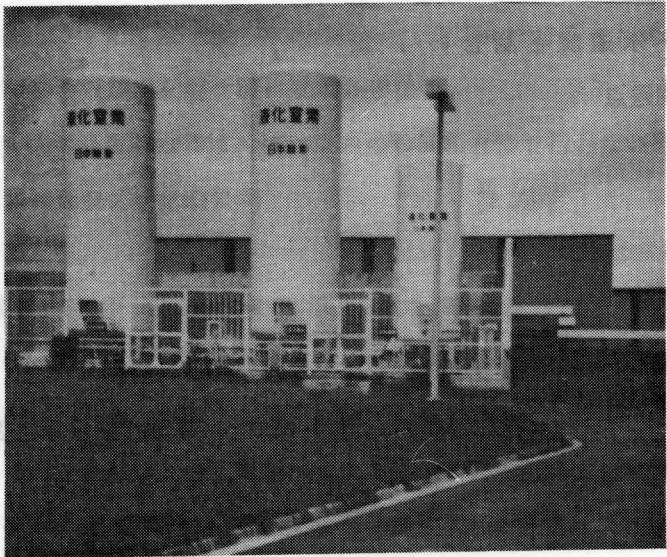
〔飲料水についてのアンケート〕

第一回目のアンケートから丸5年たって、市民の意識がどう変わったかなど調査のためのアンケートを実施した。集計1,078人

アンケートの中で前回と同様市民の考えた浄化対策を書いてもらった。守る会はさまざまな対策案のうちから、実現の可能性がありそうなものを抽出。

〔日本テキサスインスツルメンツに質問状〕

55年2月守る会は美浦木原の水道取水口の近くに直径1.5mの排水口をもち1日1,800tの排水を予定している大規模集積回路の工場が出来るときいて排水のフローシートを入手したが、窒素の処理の問題、磷酸を排水として流す問題など五項目の問題点を質問状として会社側に提出する。



日本テキサスインスツルメンツ
美浦工場 (浄化施設)

〔霞ヶ浦水質浄化に関する16項目の陳情〕
守る会は55年3月、さきの市民から寄せられた浄化対策案を16項目にまとめて、知事宛陳情した。

55年8月 県側も関係各課、約30人と対話集会をもった。県が住民団体と水の問題で、公式の場で、話しあいをしたのはこれがはじめてのこと。しかし、トリハロメタンの件も含めて飲料水の健康に支障がないかとの質問に「塩素滅菌を充分しているから大丈夫」という答で県側の不勉強にがっかりした。

霞ヶ浦の水質浄化に関する陳情書

昭和 55 年 3 月 27 日

霞ヶ浦の水質は近年ますます悪化の一途をたどり 54 年夏には土浦入りばかりでなく湖心においてさえ COD 11 PPM という絶望的な数値を示すに至りました。私たち土浦の自然を守る会は、ほんのささやかな運動ではありますが、昭和 47 年頃より粉石けん運動などを通して、市民の側よりこの湖の水を少しでも改善したいと運動をしてまいりました。昭和 48 年には 2,300 人を対象としたアンケートを行い、そのアンケートをもとに、水質浄化のための 11 項目の提案事項として、2 万人の署名と共に、昭和 49 年県知事及び県議会に請願いたしました。

以下に示しました霞ヶ浦の浄化対策に関する提案の各項目は、当会による最初のアンケートより 5 年後の昭和 53 年末より 54 年初頭にかけて行った第 2 回飲料水に関する調査の中で、多くの市民が考えた改善策をまとめたものであります。土浦市民をはじめ、各市町村の水道利用者の霞ヶ浦浄化に対する深い願いをご理解いただき度々関係当局に対し、土浦の自然を守る会の代表者の署名をもって陳情いたします。

霞ヶ浦浄化対策に関する提案

- 1 常陸川水門の開放により、湖の自然浄化能力の回復をはかること。（洪水時その他緊急の事態を除く）
- 2 霞ヶ浦湖北流域下水道処理水を霞ヶ浦湖中へ放流しないこと。
- 3 湖北下水道処理水は、中水道などにして別途再利用の方法を考えること。
- 4 鹿島工水の水源は節水技術の開発、塩水の淡水化、都市下水の再利用により賄うこと。
- 5 那珂川あるいは利根川よりの導水により湖の自然浄化作用を促進し、またその一部を農業用水として利用すること。
- 6 農業用水の水源は、前項の導水のほか、深井戸、遊水池の利用及び都市下水の再利用などにより確保すること。
- 7 水道水の原水として、今後長い将来にわたって霞ヶ浦の水を安全に利用し得ることを学問的根拠をもって一般住民に公表すること。
- 8 リンを含む合成洗剤の使用、販売の中止に関する県条例の制定。
- 9 県西用水事業の中止。
- 10 総量規制導入による負荷量の絶対量の削減。
- 11 新設工事について、その排水を完全に工場内で処理し、霞ヶ浦へは放流しないこと。
- 12 桜川・恋瀬川等、霞ヶ浦への流入河川の上流地域における水質の浄化。

13. 養殖鯉の餌の投入法についての技術上の改良。
14. 養豚排水の監視体制の充実。
15. 霞ヶ浦周辺の開発に関する周辺住民への事前通知と公聴会などの開催。
16. リンと窒素の排水基準の設定。

[テキサスインスツルメンツ無排水クローズドシステムにし、公害防止協定成立]
55年11月 さきに質問書を提出し、その後美浦村が中に入った形で何回かの交渉の結果遂に無排水クローズドシステムの導入ときまり、村との間で公害防止協定成立。

[『霞ヶ浦と洗剤』主催者団体募集]
56年1月、合成洗剤研究会の小林氏ほか数名が霞ヶ浦上下水道と常陸川水門を見学し、その後、母親連絡会、自然を守る会のメンバーと会合をもち、一つの団体だけでなく他の団体にもよびかけての洗剤のシンポジウムをやってみようではないかという気運が盛り上る。とりあえず第1回目は『霞ヶ浦と洗剤』シンポジウムとして主催者となってくれる団体を募集した。

[霞ヶ浦と洗剤シンポジウム]
56年5月23日 土浦社会教育センターで行った。内容は◎霞ヶ浦水質汚濁について 相田徳二郎(茨城大学霞ヶ浦研究会)◎ビワ湖富栄養化防止条例 藤原邦達(京都市衛生研究所)◎合成洗剤と環境汚染 小林 勇(合成洗剤研究会)。主催者団体は当初の予想をはるかにこえた44団体と個人23人。当日の参加者300人以上会場の熱気、盛り上り最高。霞ヶ浦富栄養化防止条例にもむけて、はじめて住民団体が自主的に連帯したシンポジウムであった。

霞ヶ浦をよくする市民連絡会議の誕生

56年6月 『霞ヶ浦と洗剤』シンポジウムで主催者団体となった67団体が集り、真剣な討議の結果『霞ヶ浦をよくする市民連絡会議』が誕生した。

- 霞ヶ浦をよくする市民連絡会議は霞ヶ浦をよくするために必要なことを行う。
- 各団体は今までのとり組み、経過もまちまちである。各団体は互いに尊重しあい、各会の独自性を保ちながら交流する。
- イデオロギー抜きで運動する。
- 会長も会則もなし、参加者及び参加団体が平等の立場で行動する。
- 事務局は自主的に引き受けてくれる団体が集って結成する。